

見積依頼公告

公募型見積合せ決定額同調方式により見積合せを行うので、以下のとおり参加申込者を募集する。

令和8年(2026年)3月19日

下関市上下水道事業管理者
上下水道局長 伊南 一也

- 1 件 名
導水管、送水管、配水管、給水管等修繕契約（北部事務所管内）
- 2 実施内容
別紙1仕様書及び別紙2特記仕様書のとおり
- 3 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定する者に該当しないこと。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
 - (3) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
 - (4) 見積合せ参加申込時に下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿（水道施設工事又は管工事）又は下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
 - (5) 下関市役所総合支所設置条例に規定する総合支所の所管区域に本店、支店又は営業所等を有する下関市上下水道局指定給水装置工事事業者であること。

- (6) 見積合せに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 本件の見積合せ参加資格確認手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、見積合せ参加資格がある者と認められていること。

5 見積合せ参加手続等

(1) 見積合せ参加申込方法

見積合せ参加申込書(様式1)を持参又はファクシミリで提出すること。

(2) 提出先

〒759-6301

下関市豊浦町大字川棚4153-3

下関市上下水道局 北部事務所庶務係

電話番号 083-772-2410

FAX番号 083-772-4039

(3) 見積合せ参加申込期間

令和8年3月19日(木) 午前9時00分から

令和8年3月24日(火) 午後1時00分まで

(4) 見積合せ参加資格確認結果通知

見積合せ参加資格確認結果は、見積合せ参加申込のあった者に対し、見積合せ参加資格確認通知書(様式2)により令和8年3月24日(火)午後5時00分までにファクシミリで通知する。

(5) 質問の方法

見積合せ参加申込及び契約内容についての質問は、質問内容を記載した書面(任意様式)をファクシミリで提出して行うこと。

質問の期限は、令和8年3月25日(水)午後1時00分までとする。

質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに行う。

6 契約条項を示す場所、期間

(1) 契約条項を示す場所

上記5(2)に掲げる場所に同じ。

(2) 契約条項を示す期間

令和8年3月19日(木) 午前9時00分から

令和8年3月26日(木) 午後5時00分まで

7 見積書の提出等

(1) 提出期限

令和8年3月27日（金）午後1時30分まで

(2) 提出場所

上記5（2）に掲げる場所に同じ。

(3) 提出方法

見積書（様式3）を持参すること。

(4) 見積書の記載方法

ア 見積書への記載額は、6種類のモデル工事をそれぞれ試算し、予定総額計算書により算出した予定総額（以下「予定総額」という。）によるものとする。

イ 予定総額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

8 契約方法

予定総額により見積合せを行い、上下水道局が試算した予定総額（以下「局予定総額」という。）の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を契約候補者とする。

契約候補者には予定価格（単価）に決定率（契約候補者が見積った予定総額÷局予定総額×100）を乗じて得た契約単価額を提示し、契約を締結する。
※決定率については、小数点第3位以下切捨て、契約単価額については、1円未満の端数を切捨てとする。

契約候補者以外の者には、契約単価額を交渉基準額として提示し、当該契約単価額で契約可能な場合は、同意書（様式4）を提出の上、当該者と契約を締結する。

9 契約保証金

要（ただし、下関市上下水道局会計規程（平成26年上下水道局規程第3号）第193条の規定に該当する場合は免除）

10 見積合せの無効

(1) 見積に参加する資格の無い者がしたもの

- (2) 代表者の記名がないもの
- (3) 見積金額を訂正したもの
- (4) 誤字、脱字等により見積者の意思表示が不明瞭であるもの
- (5) 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
- (6) その他見積合せに関する公告等に掲げる条件及び関係法令に違反したものの

1.1 その他

- (1) 見積合せ参加資格申込にかかる費用は、すべて申込者の負担とする。
- (2) 見積合せ参加資格申込を行った者のうち、参加資格が無いと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局北部事務所に持参又はファクシミリで提出することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (3) (2) に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (4) 見積合せ参加者が見積合せの日までに参加条件を満たさなくなったときは、その者のした見積は無効とする。
- (5) 見積合せにおいて、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、見積合せを中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 決定者が、契約までに参加条件を満たさなくなったときは、決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 1回目の見積合せにおいて決定者がいない場合は、再度見積合せを行う。再度見積合せは、2回までとする。
- (8) 見積書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- (9) 見積書の代表者印の押印を省略する場合は、所在地、商号又は名称、代表者の役職及び氏名に加え、必ず「責任者氏名及び連絡先、担当者氏名及び連絡先」を明記すること。

以上